

## 広報ふじおか広告掲載取扱いに関する基準

### (目的)

- 1 広報ふじおかに、民間事業者等の広告（以下「広告」という）を掲載するにあたり、その広告表現について、藤岡市有料広告掲載要綱及び藤岡市有料広告掲載基準に規定する事項のほか、必要な事項を定める。

### (掲載位置及び刷色)

- 2 広告の掲載位置と刷色は次のとおりとする。

(1) 掲載位置は広報ふじおかの「お知らせ」ページの最下段とし、「お知らせ」のページ数が広告掲載に不足した場合は「まちの話題」ページの最下段を利用する。

(2) 刷色は4色とする。

### (規格及び広告掲載料)

- 3 広告の規格及び広告掲載料は次のとおりとする。

(1) A広告の大きさは横 17.5 cm×縦 4.1 cm、B広告の大きさは横 8.5 cm×縦 4.1 cm、C広告の大きさは横 4.0 cm×縦 4.1 cmとする。

(2) A広告の広告掲載料は1枠あたり1回に付き 20,950 円、B広告の広告掲載料は1枠あたり1回に付き 10,470 円、C広告の広告掲載料は1枠あたり1回に付き 5,230 円とする。

### (掲載数)

- 4 広告の掲載数は各号ごとにA広告で1枠（B広告で2枠、C広告で4枠）とし、必要に応じ各号ごとにA広告で4枠（B広告で8枠、C広告で16枠）まで増枠できることとする。

### (掲載の順位)

- 5 広告掲載の順位は、原則として申込み順とする。

### (掲載の申込み)

- 6 広報ふじおかへ広告掲載をしようとする者（以下「広告掲載申込者」という）は、藤岡市有料広告掲載要綱第5条に規定された有料広告掲載申込書及び暴力団排除に関する誓約書を掲載希望号の発行日 40 日前までに提出しなければならない。また、広告掲載申込者の住所若しくは所在地（以下「住所」という）が市外のときは、当該住所を有する市区町村長が発行する未納税額のない証明書（完納証明書）及び広告掲載申込者が法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては事業内容や活動内容が記載された規約またはパンフレット等を提出することとする。

### (広告の取りやめ)

- 7 藤岡市有料広告掲載要綱第6条の規定により、広報ふじおかへの広告掲載を取りやめるときは、広告主は広告掲載広報発行日の 21 日前までに申し出なければならない。

### (ホームページ公開での取扱い)

- 8 広報ふじおかを藤岡市ホームページに公開するときは、広告は削除することとする。

## 附 則

この基準は、平成18年12月8日から施行する。

この基準は、平成21年7月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

この基準は、令和2年5月1日から施行する。

この基準は、令和3年2月1日から施行する。

この基準は、令和7年4月1日から施行する。